

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相 続 税 - 付 表 5)

租税特別措置法第70条の6の7(特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(平成31年4月分以降用)

1 美術品納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
区		分		申告(更正・決定)額	請求額
				円	円
①		寄託相続人の特定美術品の価額の合計額			
②		寄託相続人に係る債務及び葬式費用の金額			
③		寄託相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額			
④		控除未済債務額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)			
⑤		特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)		,000	,000
⑥		特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)		,000	,000
⑦		寄託相続人以外の相続人等の課税価格の合計額		,000	,000
⑧		基礎控除額		,000,000	,000,000
⑨		特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑦-⑧)		,000	,000
⑩		特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑥+⑦-⑧)		,000	,000
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(請求額)					
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑫)	⑭相続税の総額の基礎となる税額	⑮法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫)	⑯相続税の総額の基礎となる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額(⑭の合計額)	00	⑱相続税の総額(⑯の合計額)	00

2 美術品納税猶予税額の計算

区		分		申告(更正・決定)額	請求額
				円	円
①		寄託相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額			
②		特定価額に基づく寄託相続人の算出税額(1の⑰×1の⑤/1の(⑤+⑦)) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の5表等の同欄の金額)			
③		特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a		(②+③-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額(赤字の場合は0)			
④		特定価額の20%に相当する金額に基づく寄託相続人の算出税額(1の⑱×1の⑥/1の(⑥+⑦)) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の5表等の同欄の金額)			
⑤		特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)			
b		(④+⑤-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額(赤字の場合は0)			
c		寄託相続人の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合は0)			
⑥		(①+a-b-c)の金額(赤字の場合は0)			
⑦		(a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)			
⑧		特定美術品が2以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額			
イ	(特定美術品の名称) _____ に係る美術品納税猶予税額 (⑦×イの特定美術品に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)			00	00
ロ	(特定美術品の名称) _____ に係る美術品納税猶予税額 (⑦×ロの特定美術品に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)			00	00
ハ	(特定美術品の名称) _____ に係る美術品納税猶予税額 (⑦×ハの特定美術品に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)			00	00
⑨		美術品納税猶予税額(⑦)の金額(100円未満切捨て)(又は⑧の金額の合計額)		00	00